

# 福岡県公報

令和 6 年 2 月 2 日  
第 468 号

## 目 次

### 告 示 (第63号・第64号)

- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 1
- 石油コンビナート等災害防止法第2条第5号に規定する第二種事業  
所への指定の解除 (消防防災指導課) …………… 2
- 公 告**
- 特定危険薬物の指定の失効 (薬 務 課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出  
(中小企業振興課) …………… 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等  
(中小企業振興課) …………… 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等  
(中小企業振興課) …………… 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等  
(中小企業振興課) …………… 4
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 4
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出  
(中小企業振興課) …………… 5
- 意見募集の結果の公示 (保護・援護課) …………… 6

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 6
- 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) …………… 6
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) …………… 7
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) …………… 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 11
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 11
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 11
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 11
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 11
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 12
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 12
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 12
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 12
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 12
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 12
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 13
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 13
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 13

### 公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の  
開催 (警察本部生活保安課) …………… 13
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の  
開催 (警察本部生活保安課) …………… 14
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) …………… 14
- クロスボウの取扱いに関する講習会 (初心者に対する講習会) の開  
催 (警察本部生活保安課) …………… 15
- クロスボウの取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会) の開  
催 (警察本部生活保安課) …………… 16

## 告 示

福岡県告示第63号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

八女市矢部村北矢部字ヤゲン塚782の1、783、784の1、字論地畑上924の1、924の2、924の4、字日出大道1199の1、字妙事3773の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第64号

平成21年2月福岡県告示第207号で告示した次に掲げる事業所の石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第二種事業所への指定を解除したので、告示する。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

特別防災区域名	事業所名	所在地	指定解除年月日
北九州地区	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北九州PCB処理事業所	北九州市若松区響町一丁目62番24	令和6年2月2日

公 告

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 失効した特定危険薬物の名称

(1) 化学名 2-（エチルアミノ）-2-（3-ヒドロキシフェニル）シクロヘキサン-1-オン及びその塩類

(2) 化学名 N-エチル-4-ヒドロキシ-N-プロピルトリプタミン及びその塩類

(3) 化学名 エチル=3, 3-ジメチル-2-（1-ベンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド）ブタノアート及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第11号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

令和6年1月29日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡久山町大字久原字堀田1903番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市東区名島四丁目9番27号さくらビル505号  
丹生 雅久、丹生 龍子

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
（第一工区）八女市室岡字二反田219番2、219番9及び224番8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北九州市小倉北区明和町9番1号  
株式会社海王  
代表取締役 竹下 晃平

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
鞍手郡小竹町大字勝野字京蔵谷2837番93
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鞍手郡小竹町大字勝野3167番地1  
小竹町長 井上 頼子

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市志摩野北字浜田2262番1、2262番4から2262番6まで、2263番1、2263番3及び2264番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市西区愛宕浜四丁目26番6号  
合同会社グッドウエル  
代表社員 塩井 高明

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日  
令和6年1月15日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 イオンモール筑紫野  
(2) 所在地 筑紫野市大字立明寺434-1外
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役社長 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 11 号 外 178 者	イオン九州株式会社 代表取締役社長 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南 2 - 9 - 11 外 174 者

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ホームプラザナフコ飯塚南店生活館
- (2) 所在地 飯塚市椿89番9外

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

住宅地が周辺に多い土地での申請となりますので、交通渋滞、事故発生等には十分留意ください。

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ホームプラザナフコ飯塚南店家具館
- (2) 所在地 飯塚市椿101番1外

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

住宅地が周辺に多い土地での申請となりますので、交通渋滞、事故発生等には十分留意ください。

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ホームプラザナフコ飯塚南店資材館
- (2) 所在地 飯塚市椿127番1

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

住宅地が周辺に多い土地での申請となりますので、交通渋滞、事故発生等には十分留意ください。

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 届出年月日

令和6年1月12日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル糸島荻浦店  
(2) 所在地 糸島市荻浦四丁目489番1外

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太	福岡市東区多の津一丁目12番2号

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太	福岡市東区多の津一丁目12番2号

## 4 大規模小売店舗を新設する日

令和6年9月13日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,036平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
敷地内平面部	55
建物屋上	41
合計	96

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
--------	---------

建物南側	60
------	----

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南側	104

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内南側	7.33
建物内西側	25.17
合計	32.50

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社トライアルカンパニー	24時間	

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
1箇所	建物敷地南側

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年12月26日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン飯塚

(2) 所在地 飯塚市菰田西三丁目1番地1外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐輪場の位置	収容台数(台)	駐輪場の位置	収容台数(台)
第1駐車場平面部東側	70	第1駐車場平面部東側	70
第1駐車場平面部南側	49	第1駐車場平面部南側	0
第1駐車場ピロティ部南側	47	第1駐車場ピロティ部南側	47
第2駐車場ピロティ部北側	47	第2駐車場ピロティ部北側	47
第2駐車場ピロティ部北東側	103	第2駐車場ピロティ部北東側	103
合計	316	合計	267

公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで生活困窮者自立支援法及び生活困窮者自立支援法施行規則に基づく「不利益処分」に係る処分基準の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載するほか、福岡県福祉労働部保護・援護課に備え置きます。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、用語の整理その他の形式的な変更を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 処分基準の一部改正日

令和6年1月17日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑後市大字熊野字高銭野1095番1及び1095番4から1095番24まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久留米市新合川一丁目5-5

株式会社サンライズ

代表取締役 江渕 昇

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
柳川市	令和 2 年度から 令和 5 年度まで	地籍図及び地籍簿	大和町豊原	令和 6 年 1 月 22 日
大川市	令和 3 年度から 令和 5 年度まで	地籍図及び地籍簿	大野島の一部	令和 6 年 1 月 22 日

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和 6 年 2 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

警察コミュニケーションシステム用端末装置賃貸

### 2 競争入札参加者の資格

#### (1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条
- ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条
- ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

#### (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第 2 号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第 10 号）及び確認資料

- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から令和6年2月22日（木曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競

争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

#### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 調達内容

- (1) 調達案件名  
警察コミュニケーションシステム用端末装置賃貸借
- (2) 契約内容及び特質等  
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間  
令和6年10月1日から令和11年9月30日までの間
- (4) 納入場所  
入札説明書による。

#### 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第



371号)に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

### 4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和6年3月14日(木曜日)現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA, A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

### 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-641-4141 内線2244

### 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

### 7 入札説明書の交付

令和6年2月2日(金曜日)から令和6年3月7日(木曜日)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

### 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和6年3月14日(木曜日)午後5時45分

(3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

### 10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

(2) 日時

令和6年3月15日(金曜日)午前10時00分

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

### 11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度入札を行う。この場合において、再度入札は、入札者又はその代

理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

### (2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積

金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札

- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
A leasing contract for Lease Contract of Terminal unit for Operating system
- (2) Time Limit of Tender

5:45 P. M. March 14, 2024

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender Accounting Division,  
General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters  
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan  
Tel 092-641-4141 (Ext. 2244)

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡久山町大字久原字堀田1986番地4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糟屋郡篠栗町津波黒一丁目3-2 エトワールセレンB102  
柴山 奨栄、柴山 詩織

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡久山町大字久原字堀田1986番地2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市博多区青木一丁目17番1-213号  
黒川 圭太、黒川 菜奈子

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、久留米市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（数値地形図データ修正）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久留米市全域	令和5年11月16日から 令和6年3月25日まで

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（空中写真測量：修正数値図化）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市	令和5年12月22日から 令和6年3月29日まで

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量、2級水準測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市門司区大字畑	令和5年12月6日から 令和6年3月15日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量、3級水準測量、現地測量、3次元点群測量、路線測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
朝倉市、三井郡大刀洗町	令和5年12月20日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大牟田市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大牟田市大字岩本、大字白銀地内	令和5年11月22日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、篠栗町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
篠栗町彩り台	令和5年9月30日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
久留米市田主丸町以真恵	令和5年10月27日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大牟田市、みやま市、柳川市	令和5年12月11日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
朝倉市持丸	令和6年1月10日

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年2月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
古賀市川原字髭園1298番4及び1298番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糟屋郡新宮町新宮東一丁目6番8号Concerto103号  
船越 栄作、船越 佑衣

**公安委員会****福岡県公安委員会告示第7号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和6年2月2日

福岡県公安委員会

- 1 講習会の日時、場所
  - (1) 講習会の日時  
令和6年3月20日（水） 午前10時00分から午後5時30分までの間
  - (2) 講習会の場所  
久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室
  - (3) 受講対象者  
福岡県内に住所を有する者
  - (4) 受講可能人員  
20名
- 2 講習の科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第8号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和6年2月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日時	場所	開催警察署
令和6年3月8日（金） 午後1時30分～午後4時30分	小郡市大板井234番地1 小郡警察署 会議室	小郡警察署

令和6年3月13日（水） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市戸畑区汐井町2番1号 戸畑警察署 会議室	戸畑警察署
令和6年3月18日（月） 午後1時30分～午後4時30分	糸島市前原中央1丁目6番1号 糸島警察署 会議室	糸島警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第9号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和6年2月2日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日時	場所	射撃方法	受講可能人員
令和6年4月4日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名
令和6年4月11日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

令和6年4月18日（木）  
午前9時00分～午後5時00分

## 2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和6年4月4日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15名

## 3 注意事項

- 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

### 福岡県公安委員会告示第10号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第19条の2第2項の規定により告示する。

令和6年2月2日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所

- 講習会の日時  
令和6年3月9日（土） 午前10時から午後5時までの間
- 講習会の場所  
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階 生活安全部会議室
- 受講対象者  
福岡県内に住所を有する者
- 受講可能人員  
20名

## 2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	クロスボウの所持に関する法令 クロスボウの使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

## 3 注意事項

- 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

**福岡県公安委員会告示第11号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第19条の2第2項の規定により告示する。

令和6年2月2日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所

## (1) 講習会の日時

令和6年3月10日（日）午前9時から午前12時までの間

## (2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

## (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

## 2 講習の科目

## (1) クロスボウの所持に関する法令

## (2) クロスボウの使用、保管等の取扱い

## (3) 教養効果測定

## 3 注意事項

(1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

(2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

(3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。